



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

平成 29 年 1 月号

《 所長便り 》

謹んで新年のご祝辞を申し上げます  
旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年もよろしくお願いいたします。

さて、新春号は、毎年恒例三上税理士法人&行政書士事務所の決算公開号となっています。顧問先のみ別紙にて公開となります。

皆さんが私の事務所の決算と経営計画を見てどう思うか？ハラハラドキドキです。少しでも多くの社長の皆様が経営計画を見て、「計画を作るのも良いものだな」と刺激を受けてもらえれば幸いです。

もし、経営計画の作成の仕方がわからないということであれば、アドバイスしますので、何なりとお申し付けください。

《 経営情報 》 文責：塚本

平成 29 年 1 月より地震保険に改定がありました。今回の改定では、都道府県別保険料の変更、損害区分の細分化が主な変更点となっています。

地震による将来リスクが高まったことにより保険料が引き上げられる都道府県が多い中、愛知県は保険料が引き下げとなりました。この機に、地震保険への加入をご検討されてみてはいかがでしょうか。

※引き下げ率は地震保険金額 1,000 万円あたり割引適用なしの場合

※適用は平成 29 年 1 月以降が契約始期日の場合になります。

《 今月の税務 》

- ・ 11 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…1 月 31 日
- ・ 5 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…1 月 31 日
- ・ 源泉徴収票の交付 期限…1 月 31 日
- ・ 支払調書の提出 期限…1 月 31 日
- ・ 給与支払報告書の提出 期限…1 月 31 日
- ・ 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1 月 31 日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 4 期分) 納付期限…1 月 31 日

《 行楽日記 》 文責：加藤

新年早々に熱田神宮に初詣に行ってきました。元旦に行ったのですが人は多いものの、そこまで混雑はしておらずストレスなく参拝できる環境でした。

熱田神宮では三種の神器である草薙神剣(くさなぎのみつるぎ)を祀っていることで有名だそうです。また境内には、上知我麻神社(かみちかまじんじゃ)という、知恵の文殊さまとあがめられる場所があるらしく合格祈願で来られる人もいます。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

鳥居をくぐり、いろいろな屋台が連なる道をずっと歩いて行くと本堂がありました。



皆様にとって平和な一年が過ごせたらいいですね。